

若者の人材育成に取り組む事業主の皆様へ

1人最大
460万円
支給!

若者チャレンジ奨励金

～非正規雇用の若者を雇用する企業に奨励金を支給します～

「若者チャレンジ奨励金」とは



『35歳未満の非正規雇用の若者』を、正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた『若者チャレンジ訓練』を実施する事業主の方に、奨励金を支給します。

※ 派遣先事業主の方が、派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合は、派遣先事業主の方に奨励金を支給します。

訓練奨励金

訓練実施期間中

1人1月あたり・・・15万円

(最大24ヶ月で、360万円支給します。)

正社員雇用奨励金

訓練終了後、正社員として雇用した場合

1年経過時・・・50万円

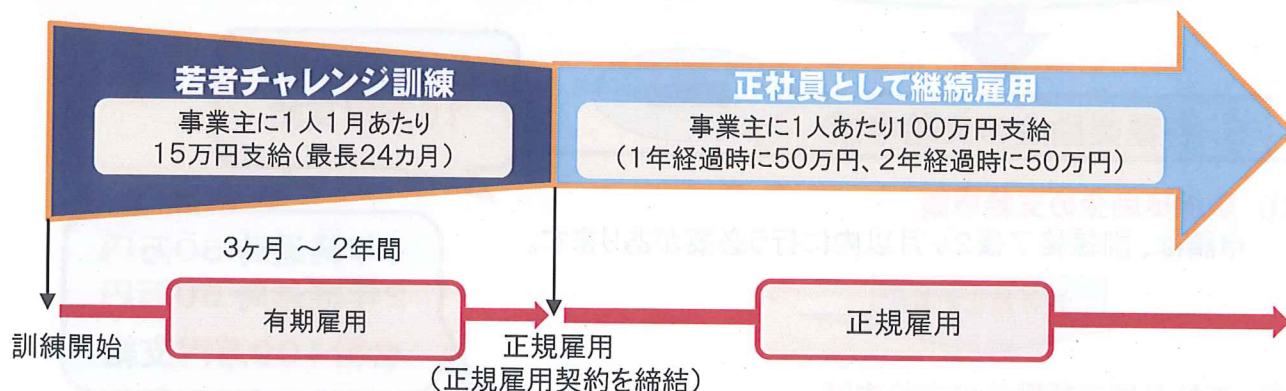
2年経過時・・・50万円

合計
100
万円

申込締切（ご注意）

若者チャレンジ奨励金は予算に限りがあります。
申請はお早めにハローワークまで。

「若者チャレンジ訓練」のイメージは？



ご注意!

若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置です。支給額が予算に達する見込みとなった時点で、申請の受付を中止しますので、あらかじめご了承ください。



厚生労働省・山形労働局・県内各ハローワーク



主な手続きの流れについて

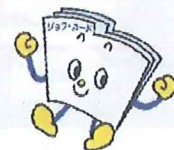


提出は**訓練計画開始1カ月前まで**にお願いします。

1. 訓練実施計画の届出

事業主

訓練実施計画を、ハローワークに提出してください。
訓練実施計画の作成支援を『**ジョブ・カードセンター**』が行っています。



2. 訓練実施計画の確認

労働局が内容を確認し、事業主へ通知します。

【お問い合わせ先】

ジョブ・カードセンター(山形商工会議所)
電話:023-615-4644

ジョブ・カードサポートセンター(米沢商工会議所)電話:0238-21-5111

※ 受給資格の基本要件はハローワークで確認できます

3. 訓練受講者の選考・決定

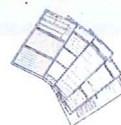
事業主

①新たに訓練受講者を雇い入れる場合
ハローワークなどに求人を提出し、訓練受講者を募集
(事業主の直接募集も可)

②既に雇用している労働者に訓練を実施する場合
社内で訓練受講者を募集

※ 訓練受講者は、ジョブ・カードの交付を受ける必要があります。

ジョブ・カードの交付は、
「ハローワーク」
「ジョブ・カード(サポート)センター」
にて行います。



4. 訓練実施

5. 各種奨励金の支給申請

事業主

① 訓練奨励金の支給申請

申請は、訓練終了後2ヶ月以内に行う必要があります。

正社員化すると

② 正社員雇用奨励金の支給申請

申請は、訓練終了者を正社員として雇用し、1年または2年が経過した時点で、それぞれ2ヶ月以内に行う必要があります。

1人1月あたり
15万円支給

1年経過時 **50万円**
2年経過時 **50万円**
合計**100万円**支給

○ 訓練実施計画の作成等の各種支援をジョブ・カードセンターが実施しています。

○ 若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、他に「若者応援企業宣言事業」、「キャリアアップ助成金」を実施しています。

○ 詳細は、山形労働局、県内各ハローワークまでお問い合わせください。